

③補助金交付申請

②の募集結果通知書が施主様のお手元に届きましたら、交付申請書の提出が可能になります。募集結果通知書が届くまでは交付申請ができません。

交付申請書の提出につきましては、添付資料が多いため、以下を参考にしてください。

添付書類について

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置に関する概要書（第1号様式）又は浄化槽設置届出書（第2号様式）
⇒①で施主様へご返送した届出書類（A）をご提出ください。
- (2) 設置場所の案内図・浄化槽設置配管計画図
⇒届出の様式の表「12. 設置場所の見取り図」に貼ったものと、裏「22. 敷地内の建築物及び浄化槽の配置概要図」に貼ったものと同じものをそれぞれご提出ください。詳しくは工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (3) 全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し・登録浄化槽管理票C票
⇒工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (4) 補助対象経費見積明細書
⇒浄化槽工事に係る見積明細書をご提出ください。浄化槽以外の工事（建物の改修やトイレ等設備の改修等）は除いてください。詳しくは工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (5) 浄化槽設置等工事請負契約書の写し
⇒浄化槽工事に係る契約書をご提出ください。浄化槽以外の工事（建物の改修やトイレ等設備の改修等）は除いてください。詳しくは工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (6) 浄化槽工事業の登録証（又は特定工事業の届出書）・浄化槽設備士の免状の写し
⇒工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。
- (7) 浄化槽法定検査申込書の写し
⇒①で施主様へご返送した副本の束にある「浄化槽法定検査申込書」をコピーしてご提出ください。
- (8) 市税及び県税の滞納がない旨の証明書
⇒高知市在住の方は高知市役所で、その他の市町村にお住まいの方はお住いの市町村で滞納がない旨の証明書（完納証明又は滞納なし証明）を発行してください。県税の納税証明書は、高知県税事務署で発行してください。
発行から3カ月以内のものをご提出ください。
- (9) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図、配管図及び現況写真
⇒工事業者様やメーカー様にお問い合わせください。

※交付申請書の様式は高知市環境保全課ホームページよりダウンロード可能です。

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/r8-joukasousyouene.html>)

同じページに記載例も掲載しておりますので、参考にしてください。

○工事前の現地確認

交付申請書をご提出いただいた後、環境保全課の職員が数日中に、浄化槽設置予定場所の現地確認にお伺いします。

立会は不要ですが、敷地内へ入らせていただきますので、お声がけをいたします。

④補助金交付の決定

現地確認及び書類審査が完了しましたら、補助金交付決定通知書を申請者様へ送付いたします。
交付決定通知書が届いた後、予定工期の開始日から浄化槽に関する工事の着工が可能となります。

※要注意※

補助金交付決定通知書が届くまでは、既存の汲み取り便槽や単独処理浄化槽の撤去・埋立作業、浄化槽に係る屋外配管等の工事に着工してはいけませんのでご注意ください。

事前に着工していた場合には補助金の交付が受けられなくなりますので、交付決定前の着工はしないよう、工事業者様にお伝えください。